

亀山市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第1号

亀山市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

亀山市生活保護法施行細則（平成17年亀山市規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第10号から様式第15号までの規定中「㊟」を削る。

様式第21号中「担当医師 ㊟」を「担当医師」に改める。

様式第23号及び様式第26号中「㊟」を削る。

様式第29号中「印」を削る。

様式第32号中「（印）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。